

改正

平成17年6月27日条例第41号

平成25年12月25日条例第78号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成31年3月28日条例第38号

高松市食肉センター条例

(設置)

**第1条** 食用に供するために行う獣畜の処理の適正を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに円滑な食肉の流通に寄与するため、と畜場法（昭和28年法律第114号）に定めると畜場として、高松市食肉センター（以下「食肉センター」という。）を高松市郷東町587番地197に設置する。

(使用許可)

**第2条** 食肉センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

許可された事項を変更する場合も、同様とする。

- 2 市長は、食肉センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用料)

**第3条** 前条第1項の規定により食肉センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に規定する使用料を納めなければならない。

- 2 前項の使用料は、当月分をその月の25日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納めなければならない。ただし、別表第1号から第3号まで及び第6号に規定する使用料は、当月分をその翌月の15日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納めなければならない。

- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

**第4条** 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用許可の取消し等)

**第5条** 市長は、使用許可後において、次の各号のいずれかに該当するときは、食肉センターの使用許可を取り消し、使用の停止を命じ、又は使用許可に付された条件を変更することができる。

- (1) 使用者がと畜場法その他関係法令、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 使用者が食肉センターの業務を妨害し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が食肉センターの管理上特に必要があると認めたとき。

(用途変更等の禁止)

**第6条** 使用者は、食肉センターの施設、設備等（以下「施設等」という。）の用途若しくは原状を変更し、又は施設等の使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。ただし、施設等の用途又は原状の変更については、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(原状回復)

**第7条** 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は中止したときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。使用許可の取消し又は使用の停止を受けたときも、同様とする。

- 2 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わり原状に回復する。この場合において、使用者は、当該原状回復に要した経費を負担しなければならない。

(入場の制限)

**第8条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、食肉センターへの入場を拒み、又は食肉センターからの退場を命ずることができる。

- (1) 食肉センターの業務を妨害し、若しくは秩序を乱し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、食肉センターの管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

**第9条** 自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

**第10条** 食肉センターの使用により、又はと畜場法その他関係法令若しくはこの条例、この条例に基づく規則その他市の関係規定に基づく処分により生じた使用者の損害については、特に市長が認める場合のほか、市長は、その責めを負わない。天災その他不可抗力により生じた損害につい

ても、同様とする。

(指定管理者による管理)

**第11条** 食肉センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(1) 食肉センターの平等な利用が確保されること。

(2) 食肉センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、食肉センターの効用を十分に発揮するとともに食肉センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(4) その他食肉センターの設置の目的を効果的に達成するため市長が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定することが適当であると市長が認める特別の理由がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人その他の団体」とあるのは、「第4項に規定する法人又は公共団体若しくは公共的団体」とすることができる。

5 指定管理者は、食肉センターの維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

6 指定管理者は、法令、条例及び条例に基づく規則並びに市長の定めるところに従い、食肉センターの管理を行わなければならない。

(委任)

**第12条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は平成12年4月1日から、附則第4項の規定は公布の日から施行する。

(高松市食肉センター条例の一部改正)

2 高松市食肉センター条例（昭和36年高松市条例第16号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高松市食肉センター分室条例の廃止)

3 高松市食肉センター分室条例は、廃止する。

(準備行為)

4 食肉センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則 (平成17年6月27日条例第41号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 市長は、この条例の施行前においても、改正後の第11条第2項から第4項までの規定の例により、同条第1項に規定する指定管理者の指定をすることができる。

附 則 (平成25年12月25日条例第78号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日条例第38号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表備考の改正規定は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

区分		単位	使用料
(1) と室	牛・馬	普通と畜	1頭 3,300円
		特別と畜	1頭 6,600
	子牛	普通と畜	1頭 1,232
		特別と畜	1頭 2,464
(2) 冷蔵庫	牛・馬	1頭1日 330	
	子牛	1頭1日 176	
(3) 内臓処理室冷凍冷蔵庫		1頭 55	
(4) 部分肉処理加工室		1平方メートル1月 1,045	
(5) 事務所		1平方メートル1月 1,320	
(6) 会議室	時間内	1回(2時間以内) 1,540	
	時間外	1回(2時間以内) 1,848	

(7) 検査室	1 平方メートル 1 月	990
(8) 駐車場	1 台 1 月	2,090
(9) 土地	1 平方メートル 1 月	110

備考

- 1 この表に定める使用料の額は、消費税及び地方消費税の額を含む。
- 2 この表において「時間内」とは、高松市の休日を定める条例（平成元年高松市条例第4号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日における午前8時30分から午後5時15分までの間をいい、「時間外」とは、時間内以外の時間をいう。
- 3 「普通と畜」とは、時間内にと室において行うと殺解体をいい、「特別と畜」とは、時間外にと室において行うと殺解体をいう。
- 4 「子牛」とは、生後1年未満の牛をいう。
- 5 冷蔵庫の使用日数には、入庫の日及び出庫の日を算入する。
- 6 1月を単位として使用料が定められているものについては、その使用期間が1月未満であるときの使用料の額は、1月当たりの使用料の額を30で除して得た額にその月の使用日数を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 7 面積を単位として使用料が定められているものについては、その使用面積が1平方メートルに満たないとき、又はその使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その使用面積又は端数の面積は、1平方メートルとみなす。
- 8 会議室の使用料については、申込時間を超過して使用する場合は、超過時間1時間につき、その申込時間に応じた第6号の款に規定する額の2分の1の額の1.1倍（時間内における申込時間を超過して時間外に使用する場合は、第6号の款時間内の項に規定する額の2分の1の額の1.2倍）の額（この額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を別に徴収する。この場合、30分を超える端数については、1時間とみなす。
- 9 食肉センターの使用に係る電気、水道、井戸水等に要する費用で、市長が指定するものは、使用者の負担とする。

改正

平成17年6月27日規則第51号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市食肉センター条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、高松市食肉センター条例（平成11年高松市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間等)

**第2条** 高松市食肉センター（以下「食肉センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(休場日)

**第3条** 食肉センターの休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休場日に開場し、休場日を変更し、又は臨時に休場することができる。

(1) 日曜日及び土曜日。ただし、条例別表第2号から第4号までに掲げる施設にあっては、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用許可の申請)

**第4条** 条例第2条第1項の規定により食肉センターの使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(1) と室、内臓処理室冷凍冷蔵庫又は冷蔵庫の使用許可の申請 と室・内臓処理室冷凍冷蔵庫・冷蔵庫使用許可申請書（様式第1号）

(2) 前号に掲げる施設以外の施設の使用許可の申請 食肉センター施設使用許可申請書（様式第2号）

(使用許可書の交付)

**第5条** 市長は、前条の使用許可をしたときは、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める許可書を申請者に交付する。

- (1) と室、内臓処理室冷凍冷蔵庫又は冷蔵庫の使用許可 と室・内臓処理室冷凍冷蔵庫・冷蔵庫使用許可書（様式第3号）
- (2) 前号に掲げる施設以外の施設の使用許可 食肉センター施設使用許可書（様式第4号）  
（使用料の返還）

**第6条** 条例第3条第3項ただし書に規定する使用料を返還することができる場合は、天災地変その他使用料を納付した者の責めによらない理由で使用ができなくなったときとする。

（使用料の減免）

**第7条** 条例第4条に規定する使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変その他使用料を納付した者の責めによらない理由で使用ができなくなったとき。
- (2) 公用又は公益を目的として食肉センターを使用する場合で、市長が必要と認めるとき。
- (3) 前2号に定める場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

（冷蔵庫等の使用の制限）

**第8条** 食肉センターの冷蔵庫及び内臓処理室冷凍冷蔵庫には、次に掲げるものを入庫してはならない。

- (1) と肉（食用に供する内臓を含む。次号において同じ。）及び枝肉以外の物
- (2) 腐敗その他の著しい損傷のあると肉及び枝肉
- (3) 前2号に掲げる物のほか、冷蔵庫又は内臓処理室冷凍冷蔵庫の管理上支障があると認められるもの

（特別の設備等）

**第9条** 食肉センターの利用者は、食肉センターの施設に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（利用者の責任）

**第10条** 食肉センターの利用者は、使用期間中善良な管理を怠ってはならない。

（利用者に対する指示等）

**第11条** 市の当該職員及び条例第11条第1項の指定管理者の係員（次項においてこれらを「職員」という。）は、食肉センターの利用者に対して、施設の衛生保持その他必要な事項について指示することができる。

2 職員は、食肉センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可された施設に随時立入

りをすることができる。

(指定管理者が行う業務)

**第12条** 条例第11条第5項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 食肉センターの維持管理
- (2) 食肉センターの利用に関する業務のうち、次に掲げるもの
  - ア 前条の規定により係員が行う業務に係るもの
  - イ その他市長が必要と認める業務

(委任)

**第13条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、附則第5項、第7項及び第8項の規定は、平成12年4月1日から施行する。

(高松市食肉センター条例施行規則の一部改正)

- 2 高松市食肉センター条例施行規則(昭和36年高松市規則第36号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高松市食肉センター冷蔵庫寄託約款の一部改正)

- 3 高松市食肉センター冷蔵庫寄託約款(昭和36年高松市規則第34号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高松市食肉センター条例施行規則及び高松市食肉センター冷蔵庫寄託約款の一部改正に伴う経過措置)

- 4 附則第2項の規定による改正前の高松市食肉センター条例施行規則様式第1号に規定する様式による用紙及び前項の規定による改正前の高松市食肉センター冷蔵庫寄託約款様式第1号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

(高松市食肉センター条例施行規則及び高松市食肉センター冷蔵庫寄託約款の廃止)

- 5 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 高松市食肉センター分室条例施行規則
- (2) 高松市食肉センター分室冷蔵庫寄託約款

(高松市と畜場法施行細則の一部改正)

6 高松市と畜場法施行細則（平成11年高松市規則第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

7 高松市と畜場法施行細則の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（高松市会計規則の一部改正）

8 高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成17年6月27日規則第51号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（あて先）高松市長

申請者 住 所  
氏 名

と 室  
内臓処理室冷凍冷蔵庫使用許可申請書  
冷 蔵 庫

と 室  
次のとおり内臓処理室冷凍冷蔵庫の使用許可を受けたいので、高松市食肉センター条  
冷 蔵 庫

例施行規則第4条の規定により申請します。

と 室	使用年月日	年 月 日			
	種 別	牛	馬	子 牛	合 計
	頭 数	頭	頭	頭	頭
	使 用 料	円	円	円	円
内臓処理室 冷凍冷蔵庫	使用年月日	年 月 日			
	種 別	牛	馬		合 計
	頭 数	頭	頭		頭
	使 用 料	円	円		円
冷 蔵 庫	入庫年月日	年 月 日			
	種 別	牛	馬	子 牛	合 計
	頭 数	頭	頭	頭	頭

※ 出 庫		庫	※ 使 用 料	
出 庫 日	種 別	頭 数	日 数	金 額
月 日		頭	日	円
月 日		頭	日	円
月 日		頭	日	円
月 日		頭	日	円
月 日		頭	日	円
合 計		頭		円

注 ※の欄は、記入しないでください。

（あて先）高松市長

申請者 住 所

氏 名

食肉センター施設使用許可申請書

次のとおり食肉センターの使用許可を受けたいので、高松市食肉センター条例施行規則第4条の規定により申請します。

1 使用する施設	
2 使用場所	
3 使用面積	平方メートル
4 使用期間 〔会議室使用の場合、使用期日及び使用時間〕	( 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日 時 分から 時 分まで)
5 使用目的	
6 備 考	

様式第3号 (第5条関係)  
第 号

住 所  
氏 名 様

と 室  
内臓処理室冷凍冷蔵庫使用許可書  
冷 蔵 庫

と 室  
高松市食肉センターの内臓処理室冷凍冷蔵庫の使用については、次のとおり許可しま  
冷 蔵 庫  
す。

年 月 日

高松市長

と 室	使用年月日	年 月 日			
	種 別	牛	馬	子 牛	合 計
	頭 数	頭	頭	頭	頭
	使 用 料	円	円	円	円
内臓処理室 冷凍冷蔵庫	使用年月日	年 月 日			
	種 別	牛	馬		合 計
	頭 数	頭	頭		頭
	使 用 料	円	円		円
冷 蔵 庫	入庫年月日	年 月 日			
	種 別	牛	馬	子 牛	合 計
	頭 数	頭	頭	頭	頭

住 所

氏 名 様

食肉センター施設使用許可書

高松市食肉センターの使用については、次のとおり許可します。

年 月 日

高松市長

1 使用する施設	
2 使用場所	
3 使用面積	平方メートル
4 使用期間 〔会議室使用の場合、使用期日及び使用時間〕	( 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日 時 分から 時 分まで)
5 使用目的	
6 備考	